

## 令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況【措置済】（教育委員会）

監査テーマ：教育委員会の財務事務の執行について

令和6年10月末現在

| 指摘区分 |    | 報告書<br>ページ | 所管課名  | 対象事業                                                                        | 指摘事項                       | 指摘概要                                                                                                                                           | 措置の実施状況                                                                                                                                                 | 措置<br>状況 |
|------|----|------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 結果   | 意見 |            |       |                                                                             |                            |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                         |          |
|      | 4  | 55         | 学校教育課 | 八戸市奨学金事業                                                                    | 第1種特別奨学金の対象者について           | 第1種特別奨学金は、高校又は高専の3学年で、大学（短大除く）に翌年度から進学しようとする者を対象としている。高専5学年で専攻科又は大学に進学する者も対象に含めるのが望ましい。                                                        | 八戸市奨学金の統合再編に伴い、八戸市奨学金条例の一部改正を行い、令和6年度から第1種特別奨学金を廃止した。                                                                                                   | 措置済      |
|      | 8  | 66         | 学校教育課 | 通学支援事業（スクールタクシー）                                                            | 利用計画及び運行計画変更に関する基準の明確化について | 利用計画の内容に変更があった場合は変更利用計画を提出する旨、運行計画を変更した場合には変更運行計画を提出する旨が定められている。しかし、実績として提出されたことがない。<br>規則に定める変更利用計画提出の可否、変更運行計画提出の可否の基準を明確に定め、適切に運用することが望ましい。 | 八戸市スクールタクシーの運行及び利用に関する規則の一部改正を行い、令和6年度から、学校による教育委員会への変更利用計画の報告義務を廃止するとともに、受託事業者による変更運行計画の報告義務から「教育長が定める軽微な変更（児童生徒の体調不良、家庭都合等により連続する一週間以内の欠席等）」を除くこととした。 | 措置済      |
|      | 9  | 74         | 学校教育課 | 要・準要保護児童生徒扶助費（小学校費）、要・準要保護児童生徒扶助費（中学校費）、特別支援教育就学奨励費（小学校費）、特別支援教育就学奨励費（中学校費） | 申請における市・県民税課税証明書の添付について    | 準要保護児童生徒の認定申請は、申請理由によっては市・県民税課税証明書の添付を求めている。市は、申請者の証明書発行手数料負担をなくするため、市・県民税課税証明書の提出を省略する事務処理方法を検討することが望ましい。                                     | 保護者の負担軽減のため、令和6年度認定申請分から「市民税・県民税課税（所得）証明書」の添付を原則不要とした。                                                                                                  | 措置済      |
|      | 16 | 103        | 社会教育課 | 施設の維持管理経費（勤労青少年ホーム）                                                         | 勤労青少年ホーム運営審議会の活用について       | 平成24年度の開催を最後に審議会は開催されておらず、委員も選任されていないが、全国的に廃止・減少傾向にある勤労青少年ホームについて、八戸市でも利用者が減少傾向にあることなどから、外部の有識者を交えた審議会を開催し、今後の方針について検討すべきである。                  | 令和5年度から勤労青少年ホーム運営審議会を開催し、勤労青少年ホームの現状と課題について共有するとともに、今後、施設の在り方について検討していくこととした。                                                                           | 措置済      |
|      | 18 | 110        | 社会教育課 | 公民館講座の開設                                                                    | アンケートの実施、成果指標について          | 公民館講座について、担当職員による聞き取りや個人の意見を基に講座日誌が作成されているが、受講者へのアンケート調査は実施されていないため、講座の満足度を測ることができるような簡単な成果指標を用いたアンケート調査を講座毎に行い、次年度の講座実施等に役立てるべき。              | 令和6年度に、講座の満足度（5段階評価）や受講したいテーマ、要望等を把握するためのアンケート調査を、原則、全講座を対象に実施し、次年度の講座を企画するための基礎資料とすることとした。                                                             | 措置済      |
|      | 23 | 116        | 社会教育課 | 名勝種差海岸保護事業                                                                  | JR敷地内のオオハンゴンソウ駆除について       | JR等と協議のうえ、JR全敷地におけるオオハンゴンソウの調査を行うとともに、種差海岸全体に与える影響の評価、駆除するためのコスト試算等を行うことが必要かもしれない。                                                             | 令和6年3月にJRと協議し、JRと市教委の職員がボランティアで駆除作業をする方針で合意。駆除作業を行うには運行計画に盛り込む必要があるが、令和6年度の運行計画はすでに確定しているため、令和7年度以降に対応することとした。                                          | 措置済      |
|      | 27 | 126        | 是川縄文館 | 八戸市内遺跡発掘調査事業                                                                | 発掘整理作業員に係る人事関係の事務について      | 適材適所の観点から、学芸員が行っている人事関係事務を行政職の職員に引き継ぐなどの方策を求めたい。                                                                                               | 令和6年度から、学芸員が行っている既存の人事関係事務を庶務担当行政職員と分業することにより、学芸員の負担軽減を図り、学芸業務に集中できる体制を整えた。                                                                             | 措置済      |

| 指摘区分 |    | 報告書<br>ページ | 所管課名          | 対象事業               | 指摘事項               | 指摘概要                                                                                                                 | 措置の実施状況                                                                                                                                 | 措置<br>状況 |
|------|----|------------|---------------|--------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 結果   | 意見 |            |               |                    |                    |                                                                                                                      |                                                                                                                                         |          |
|      | 29 | 129        | 是川縄文館         | 是川縄文館特別展・体験講座等開催事業 | バス運行負担金額の算定について    | 市が負担すべき金額は運行経費の全額ではなく、運行経費から運行収入を差し引いた、赤字の純額部分とすべき。                                                                  | 負担割合について検討及び再交渉を行い、令和6年度から運行経費から運行収入を差し引いた金額を負担することとした。                                                                                 | 措置済      |
| 17   |    | 132        | 是川縄文館         | 施設の維持管理経費(是川縄文館等)  | 参考見積の徴取先及び現地説明について | 受注業者が固定化される傾向がみられる。                                                                                                  | 令和6年度から、予算編成の時期などに現地説明を行いながら、参考見積を複数の業者から徴取することとした。                                                                                     | 措置済      |
| 48   |    | 207        | 教育総務課(是川小学校)  | 備品・財産管理等について       | 使用しない備品の他校利用促進について | 使用していない楽器も多くあり、ニーズのある学校へ所管換えを行っているようだが、市の学校全体で情報共有を行ってはいない。教育委員会等のとりまとめにより、使用しない備品の情報を市の学校全体で共有し、有効活用を行うといった対応を導入すべき | 令和6年度から、教育委員会の内部ネットワーク上で「未利用備品について各学校で情報を投稿出来るようにし(当該備品情報は全学校で閲覧出来るため)、その中から希望する備品について双方の学校間で調整し備品の配置換を行う」という備品の有効活用に資する仕組みを構築し運用を開始した。 | 措置済      |
| 55   |    | 225        | 教育総務課(白山台中学校) | 備品・財産管理等について       | 使用しない備品の他校利用促進について | 使用していない楽器があり、教育委員会等のとりまとめにより、市立小中学校全体で使用しない備品の情報共有を行い、有効活用策を講じるべき。また、有効活用が図られない場合は売却も視野に検討されたい。                      | 令和6年度から、教育委員会の内部ネットワーク上で「未利用備品について各学校で情報を投稿出来るようにし、(当該備品情報は全学校で閲覧出来るため)その中から希望する備品について双方の学校間で調整し備品の配置換を行う」という備品の有効活用に資する仕組みを構築し運用を開始した。 | 措置済      |